

浜坂町・温泉町合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿(様式第1号)に記入し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けるものとする。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿の順に交付する。ただし、傍聴希望者が前条で定める定員を超える場合は、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を定めるものとする。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、これを返還するものとする。

(会場に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)の規定により、撮影又は録音することについて、協議会規約第10条第4項に規定する議長(以下「議長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 携帯電話の電源をきること。

(5) 飲食及び喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 9 条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 4 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日開催（会議名： ）

《一般傍聴人・報道関係者》

受付番号	氏名	住所	傍聴者番号

様式第2号（第4条関係）

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>浜坂町・温泉町合併協議会</p>
